

三楽荘保存活用 検討委員会 報告



市は、三楽荘保存活用検討委員会(委員15人、野原建一委員長(県立広島大学名誉教授))を設置し、平成21年7月に取得した「三楽荘(東城町東城)の保存活用策を検討してきましたが、このたび、その方針を取りまとめました。平成20年に策定した「東城まちなみ再生報告書」で定めた理念や将来像、事業推進の方針に沿って、三楽荘の文化的な価値や歴史、現状を踏まえ、三楽荘保存活用のコンセプト(基本的な考え方)や保存活用を進める3つの柱を設定しました。

基本的考え方

●東城の歴史と文化を伝える、誇りあるランドマーク

※ランドマークとは、象徴的建物のこと

保存活用を進める
事業展開の3つの柱

●登録有形文化財への登録

●歴史・文化資料など展示館としての活用

●東城らしい町屋のおもてなし

保存・維持・活用に
向けての整備方針

三楽荘(旧保澤家)は、時代とともに酒造や醤油造、旅館業と生業が変遷してきましたが、もつともにぎわい、華やかだった明治末期から、昭和初期の商家の時代への復元を前提として保存・維持、活用します。

三楽荘保存活用のコンセプト

東城の歴史と文化を伝える、誇りあるランドマーク

登録有形文化財への登録
文化財としての特性を生かした施設

歴史・文化資料等展示館としての活用
市民の文化活動を支援する施設

東城らしい町屋のおもてなし
人々が集う施設

保存活用を進める事業展開の3つ柱

管理運営に関する考え方

当面は、歴史・文化資料展示室の資料などの準備期間などを含め、市が直営で管理運営を行います。

将来的には、目的に沿った運営を前提に、より効果的、効率的な管理運営のあり方を検討し、維持管理運営の経費のコスト削減と魅力ある運営実現を図っていきます。

また、適正な維持管理や運営を進めていく上で、学識経験者や市民が参画した運営協議会の設置も検討します。



三楽荘保存活用報告書に係る市民報告会

三楽荘に関する問い合わせは、東城支所地域振興室(☎08477・2・5003)まで。